

別記様式(第5条関係)

令和 2 年 4 月 21 日

南国市議会議長

土居 恒夫 様

議員名

野村新作



令和元年度政務活動費の収支報告について

南国市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、別紙のとおり
令和元年度政務活動費に係る収支報告書を提出します。

令和元年度政務活動費収支報告書

議員名

野村新作

1 収 入

政務活動費 120,000 円

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	113,356	研修会参加経費
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	8,400	新聞購読料
合 計	121,756	

3 残 額 0 円

(注) ・備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

・旅費の額は、南国市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年南国市条例第21号）の規定に準じ算定する。

※項目…	1. 調査研究費	2. 研修費	3. 広報費	4. 広聴費	5. 要請・陳情活動費
	6. 会議費	7. 資料作成費	8. 資料購入費		

政 務 活 動 記 録 簿

議員名 野村新作

整理 番号	/	項目	1. 調査研究費 4. 広聴費	② 研修費 5. 要請・陳情活動費	3. 広報費 6. 会議費
年 月 日	令和元年8月19日(月)～令和元年8月20日(火)				
相手方・ 調査先等	研修会「議会改革注意点と議会・議員の未来」 地方議員研究会 「率直に語る地方議員に関するお金の考え方」				
場 所	ハ重洲 カンパリスセンター (東京都中央区)				
活動内容 等(目的、 内容、結 果、所感等 を記入)	「議会改革注意点と議会・議員の未来」 講師…高橋伸介 ・ 議会要務令… 議員の心得 ・ 議会基本条例のある街、ない街 ・ 議員の発言で何が変るか ・ 地方制度調査会からみる未来の議会のすがた ・ 議会基本条例の見直しについて 「率直に語る地方議員に関するお金の考え方」 ・ 政務活動費の改革 ・ 報酬審議会でも議論しても横並びのわけ ・ 議員年金をあらためて考える ・ 地雷を踏むな、使途基準の考え方 ・ 財務省にねらわれる議員定数の今後				
活 動 に 要 した 経 費	行き先	利用交通機関	積算	金額(円)	
	高知～羽田	航空機	12,7(往復、宿泊代)	77,300	
	羽田空港～東京駅		往復 650×2	1,300	
	宿泊費	12,7 利用			
	日 当	2,000円×2日		4,000	
	その他				
	研修会受講料	受講料 30,000円、手数料 756		30,756	
	合	計		113,356	
備 考					

※活動内容等について、スペースが足りないときは、別途報告書を添付してください。

1 (内容)

【メモ】 議会改革注意点と議会・議員の未来」

地方議会の本質…… 地方自治法には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合適に実施する役割を広く担うものとする。故に議員の目的は全てが「住民福祉の増進と市政（地域社会）の発展にある」 → その通り

100の議会があれば100通りの議会運営があり100人の議員が居れば100の正義がある。議会は議員により合議し議決する機関である。執行部席に座している25年以上の行政ベテランが相手、まず初めに、議会の中で共感を得るための努力、それは対話、まず初めに、議会の中で共感を得るための「議会要務令」

議会では

- 最上のものを目指さない
- 議員全員レベルの歩前を提案する
- 徹底して合意形成に努力する
- 私を捨てる
- 出来れば議員全員と付き合う

キーワードは合意形成、環境醸成が重要 → その為にも対話

議員バッチを付けるとあなたは先生

自治体職員が議員のことを先生と呼ぶ理由

バッチを付けられたら、公明正大、街のことについては知らないことはない市民の方、何でも聞いて下さい。ということなので、常に我々は先生と呼びバッチを常に付けていた方がいいのです

○ これからの議会活動の基本 問はれる背景

分権一括法により新地方自治法の誕生、1999年7月には地方分権改革をめざした改正が行れた、この改正によって、機関委任事務（納付金）は廃止され、国と地方の関係は「上下、主従」の関係から「対等、協力」の関係へと変化した → コンセプトは地方分権

2.

【メモ】

※ 低成長期、国の財政中心の考えから、地方分権 → 平成の大合併
約 3200 自治体から 約 1700 自治体へ大リストラ。続いて少子高齢化
税減収、地方はにっちもさっちもいかないという側面も

流れは行政批判から議会批判として作び火、何もしない議会ならば
報酬削減、定数削減が声高に叫ばれるようになる、その一方で
議会基本条例の制定が進む

栗山町（2006年5月制定）コンセプトは「市民に開かれた議会づくり」
議会基本条例に盛り込まれる項目として

3つの原則

- ① 閉鎖的な議会から 住民参加を促進する住民と歩む議会
- ② 質問、質疑だけの場から、議員間討議を重視する議会
- ③ 承認機関ではなく首長などと政策競走する議会

本来、議会運営、議会改革は議会基本条例なしでも出来る。議員活動
は自治体規模で異なる問題もある。しかし今の世の中「給料が減って
仕事が増える」が流れ「形お入りに至る」の精神で進めていた
べきだ

○ 議員活動の問題点

主たる議員活動の任務は住民福祉の向上と地域社会の発展
住民代表という側面と地域意見との調整、そして政策提案

議員の適正報酬とは何か？ → 議会質問、委員会活動、提出案件
調査活動、会派間調整、議会、行政の対外行事、政党活動
他への選挙応援活動、地域利害の調整、後援会等のフォロー
自らの選挙事前活動、地域行事活動、日々の口利き顔つなぎ
活動、冠婚葬祭、あやりました、こやりました、私にお任せ活動
等... 多忙な活動

地 方 議 員 研 究 会

これらが混然一体となり選挙に勝てば議案追認、地元要望
 といった済む古き良き時代から細かく仕訳される時代へ、そして
 そのことが議員の適正報酬とは何かへ

議員の未来はモジイ、

5

若者の参入が少い

- 議員年金が廃止されて久しい。復活の話もあるがいつになるやら
 議員になる為には、地盤、看板、カバンといわれるように、多少なり
 とも資金が必要である。若者には資金力が小さい、それは¹⁰
 会社経営者、公務員を退職して議員を目指すか？（決心が付き
 づらい）、近道は停年退職して退職金を基に議員を目指す
 、市、町、村議員にはこのルートをとどる者が結構いるのでは
 南国市の場合 3月末をもって退職（停年）選挙は10月である
 から退職金を元手に選挙準備、選挙運動も十分に出来る¹⁵
 近年このルートをとどるケースが増えている、誰でも議員という訳
 にはいかない。若者がどしどし立候補できる議会であれば
 ○ 活発な議会に、活発な市になるだろう

20

25

28

地方議員に関するお金の考え方

- ・なぜ政務活動費にまつわるトラブルが多発するか？
そもそも調査研究費・調査活費の時代からオングスマンより第2の議員報酬、裏報酬と批判されていた
- ・なぜ事件が止まらないか？
- ・攻めに強いが守りに弱い議員の習性
- ・持ち出しの多い選挙を戦い、常在戦場意識の中で金銭犯罪意識が希薄
- ・会計は小さい仕事と軽視、他人任せ
- 常に選挙対策で「票」と同じに「金」を費やすものは貰う
プラス 議会事務局の職員に対する力不足、また続く「世話係」意識
- ・後払いでなく先払いが多い、先に貰うと全部使ってしまう
- ★ 政務活動費趣旨の徹底理解と最大限活用
- ★ 政務活動費の処理は「地雷の処理」と心得、真剣に

議員報酬

15

- 議員も含めた特別職の報酬は地方議会が条例で定める
地方自治法などでは基準額や算定方法は定めておらず
同規模の自治体を参考に決めるケースが多い。
現在は「懲罰」的に報酬・定数の削減が叫ばれる流れ
- 議員の仕事が明確でなく、報酬根拠も薄く批判にさらされやすい
- ・一部首長によるポピュリズム的なキャンペーン
- ・マスコミの取り上げ方にも問題、本質よりも揚げ足取りに終始
- 選挙公約に定数、報酬減を叫び当選する議員も

25

地方自治法での議員報酬の根拠

- ① 203条～普通地方公共団体は、その議会の議員に対し議員報酬を支給しなければならない

28

- ② 職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる
③ 期末手当を支給することができる。額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならない

議員報酬のあり方については、選挙を経て4年間その職に就任するという点で他の特別職と区別

5

- 4年間住民代表として住民の負託にこたえる責務がある
 - 地方公務員法は適用されず、職務専念義務の定めもない
- 以上の観点から地方議員は「公選職」と位置付けるのが合理的
首長と同様であるとした。

有給職という観点で検証

10

- 自治法上(203条)議員報酬は「報酬」となっている以上「一定の役務」の対価として与えられる「対給付」で「生活給」ではない、とすると「一定の役務」の範囲が不明確
- 現在の自治体の事務権限は統合的であり、政策領域は広範囲に及ぶため、議員の活動は多岐にわたり多くの時間を費す
- 4年間の任期の間、活動に専従できる条件をできるだけ整える
方向で議員報酬を検討すべき

20

25

28

所感

議員の生活型態はさまざま、特に収入の面で多種、多様。本業がありながら議員をする者、厚生年金等、相当な収入がありながら議員をする者、議員報酬のみで生活する者、さまざまである。当然議員に対する風当りは厳しいものがある。人口減に伴い合併による市、町、村数の減少や、行財政改革による議員定数や議員報酬の削減により、平成16年から平成23年迄の7年間に5万14人から3万24人、実に4割近くも議員数が減った。

- 社会は増す（議員定数）上る（報酬）事には厳しいが減す、下る事には拍子を送る。

10

好むと好まざるとにかかわらず、「自己責任」が課せられたい。この時代、これまでは制度に守られた存在だった地方議員も将来の人生設計を今のうちから考え、「自分の将来は自分で守る」ことが必要になったといえる。

15

20

25

28